

口大野区長選任規程

平成 20 年 2 月 1 日改正版

平成 17 年 2 月 3 日施行

口 大 野 区

口大野区長選任規程

第1条 口大野区規約第11条に定める区長の選任について、選任要項を次のように定める。

第2条 区長の選任の方法である「選挙」又は「推薦」の選択は、その都度該当する年の町内会長会議で決定する。

第3条 区長選任にあたり、区長選任管理委員会（以下、「委員会」と言う。）を設置しなければならない。

2 委員会は、区長の任期満了の40日前までに、区民に区長の任期満了と町内会長会議の決定にもとづく、選任の方法を公示しなければならない。

3 委員会は、区長の就任が確定した時点で解散する。

第4条 委員会の構成は、5人以上とし区長選任事務を所掌する。

第5条 委員会では、副区長が委員長に就任し、委員を任命し職務を遂行する。

第6条 委員会は、区長の任期満了の10日前までに、区長を選任し、就任を確定しなければならない。

【選挙を執行する場合】

（選挙の日程公示）

第7条 委員会は、区長の任期満了日の40日前までに、選挙の日程を別紙様式（様式1）により公示しなければならない。

（被選挙権）

第8条 区長に立候補する者は、口大野区内に3ヶ月以上前から住民票を有する30歳以上の者で、10世帯の区民の推薦者名簿を添えて、選挙期日10日前までに立候補届け（様式2）を委員会に提出しなければならない。

2 被選挙者は、当該世帯の区費のほか各種負担金などを完納していなければならない。

(選挙権)

第9条 選挙は、世帯構成員数分（区費均等割以上の納入世帯数）を1とし、世帯主またはその代理人が投票する。

尚、公営住宅の区民は選挙権を行使できる。

(当選者)

第10条 委員会は、有効投票の最多数を得た者を当選者とし、当選者に当選証書（様式3）を交付して通知する。

同数の場合は、委員会立会いのもと、籤で決定する。

尚 立候補者が1名の場合は、無投票で当選とする。

【推薦で執行する場合】

第11条 委員会は、区長候補者を選任し、審議会の承認を得なければならない。

2 被推薦者は審議会で承認された後、区長就任届（様式4）を委員会に提出する。

付 則

1 平成17年2月3日施行

2 平成20年2月1日【選挙を執行する場合】の部分等を一部改訂